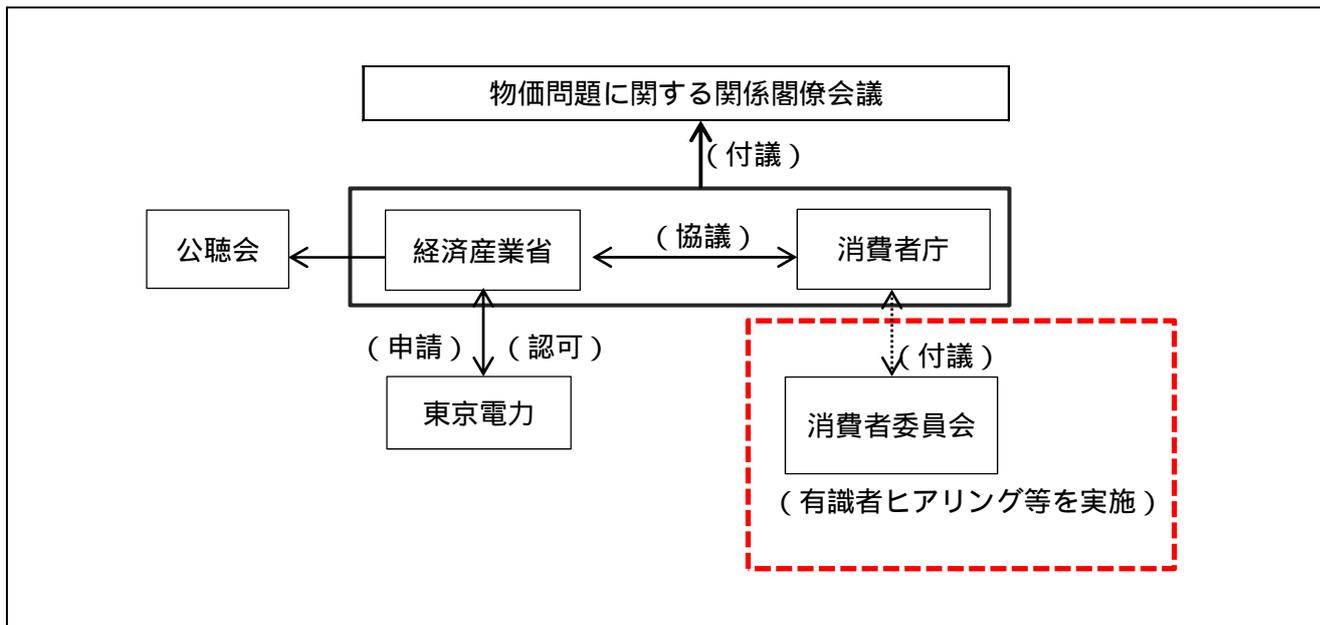


図 電気料金の改定手続きの流れ(物価担当官会議申合せ(平成23年3月14日)に基づく整理)



公共料金問題についての建議

平成24年2月28日
消費者委員会

1 公共料金の問題に対する取組の推進

(建議事項)

消費者庁は、公共料金の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点から、以下の取組を行う必要がある。

- (1) 消費者庁は、消費者委員会と連携して所管省庁における公共料金に係る情報提供の実施状況についてのフォローアップを速やかに実施し、その結果を公表すること。
- (2) 消費者庁は、消費者基本計画のフォローアップの一環として、所管省庁における審議会委員の選任状況について確認を行っているところ、消費者の権利・利益を十分代弁し得る人材が実際に委員として登用されているかという視点からの確認も行うこと。
- (3) 消費者庁は、消費者の視点に立って、物価担当官会議申合せに基づく所管省庁との協議を的確に行うこと。
- (4) 消費者庁は、消費者委員会と連携して、従前物価安定政策会議において整理された課題のほか、公共料金に関する最近の議論の状況と技術革新の状況等も踏まえ、消費者、学識経験者、事業者、所管省庁等から幅広く意見を聴取する等の方法により、以下の課題について検討を行うこと。
 - ア 情報提供すべき情報の範囲と方法
 - イ 消費者(利用者)の意見を反映させるための方策
 - ウ 公共料金について消費者の視点からチェックするための第三者機関設置の必要性
 - エ デフレ時代に見合った料金水準への「値下げ」を求めることができる仕組みのあり方(例えば、第三者機関からの「値下げ」の要請や消費者団体等からの「値下げ」の求め等の仕組み)
 - オ 公共料金の審査等における原価の査定が厳正に行われるような仕組みのあり方

2 消費者の視点に立った取組の徹底

(2) 電気料金

(建議事項)

経済産業省は、電気料金の決定過程の透明性等を確保する観点から、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」(座長:安念潤司 中央大学大学院教授)における議論の結果等を踏まえ、料金を決定するために必要な情報の提供等に努める必要がある。

なお、電気料金については、今後、厳正な原価評価が行われるものと理解しているところ、当該評価を行った結果、適正な料金水準を上回っていると判断された場合に、電気事業法第23条に基づく変更命令(「値下げ」)が確実に実行できるよう、法令等の見直し・整備を含めた検討を行うことが望ましいと考える。

電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）（抄）

（公聴会）

第134条 経済産業大臣は、法第108条の規定により公聴会を開こうとするときは、その期日の21日前までに、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を告示しなければならない。

2 公聴会は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。

3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の14日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の3日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に公聴会に出席を求めることができる。